第６６号議案説明資料

芦屋市職員の再任用に関する条例新旧対照表

（下線部分は，改正部分）

改正案	現　行
附　則 （特定消防職員への適用期日） 第2条　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等のうち，消防吏員であるもの（附則第4条において「特定消防職員」という。）については，平成19年4月1日から，改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。	附　則 （特定消防職員への適用期日） 第2条　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等のうち，消防吏員であるもの（附則第4条において「特定消防職員」という。）については，平成19年4月1日から，改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。

芦屋市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

（下線部分は，改正部分）

改正案	現　行
（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第4条　次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか，退職した者に対する退職手当の基本額は，退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（職員が休職，停職，減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては，これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に，その者の勤続期間を次の各号に区分して，当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(6)　（省略）	（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第4条　次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか，退職した者に対する退職手当の基本額は，退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（職員が休職，停職，減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては，これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に，その者の勤続期間を次の各号に区分して，当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(6)　（省略）
2　前項に規定する者のうち，傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず，かつ，第7条の6第11項に規定する認定を受けないで，その者の都合により退職した者（第13条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず，地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は，自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは，前項の規定にかかわらず，同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3)　（省略）	2　前項に規定する者のうち，傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず，かつ，第7条の6第11項に規定する認定を受けないで，その者の都合により退職した者（第13条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず，地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は，自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは，前項の規定にかかわらず，同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3)　（省略）

芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例新旧対照表

（下線部分は，改正部分）

改正案	現　行
（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）	（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）
第3条　次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか，退職した者に対する退職手当の基本額は，退職の日におけるその者の給料（芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）第19条の2に規定する教職調整額を含む。以下同じ。）の月額（教職員が休職，停職，減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては，これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に，その者の勤続期間を次の各号に区分して，当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。	第3条　次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか，退職した者に対する退職手当の基本額は，退職の日におけるその者の給料（芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）第19条の2に規定する教職調整額を含む。以下同じ。）の月額（教職員が休職，停職，減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては，これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に，その者の勤続期間を次の各号に区分して，当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
(1)～(6)　（省略）	(1)～(6)　（省略）
2　前項に規定する者のうち，傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず，かつ，第6条の7第11項に規定する認定を受けないで，その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず，地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の5第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は，自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは，前項の規定にかかわらず，同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　前項に規定する者のうち，傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず，かつ，第6条の7第11項に規定する認定を受けないで，その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず，地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の5第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は，自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは，前項の規定にかかわらず，同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(3)　（省略）	(1)～(3)　（省略）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の概要

1　厚生年金に公務員及び私学教職員も加入する。

【厚生年金保険法】 厚生年金保険の被保険者	【厚生年金保険法】 第１号厚生年金被保険者
【国家公務員共済組合法】 国家公務員共済組合の組合員	第２号厚生年金被保険者
【地方公務員等共済組合法】 公立学校共済組合の組合員, 市町村職員共済組合の組合員等	第３号厚生年金被保険者
【私立学校教職員共済法】 私立学校教職員共済制度の加入者	第４号厚生年金被保険者

※　厚生年金に統一した後，共済組合等は厚生年金保険事業の実施機関となり，被保険者の記録管理，標準報酬の決定及び改定，保険料の徴収，保険給付の裁定等の事務を行う。

2　２階部分の年金は厚生年金に統一し，共済年金にある公的年金としての３階部分（職域部分）は廃止する。

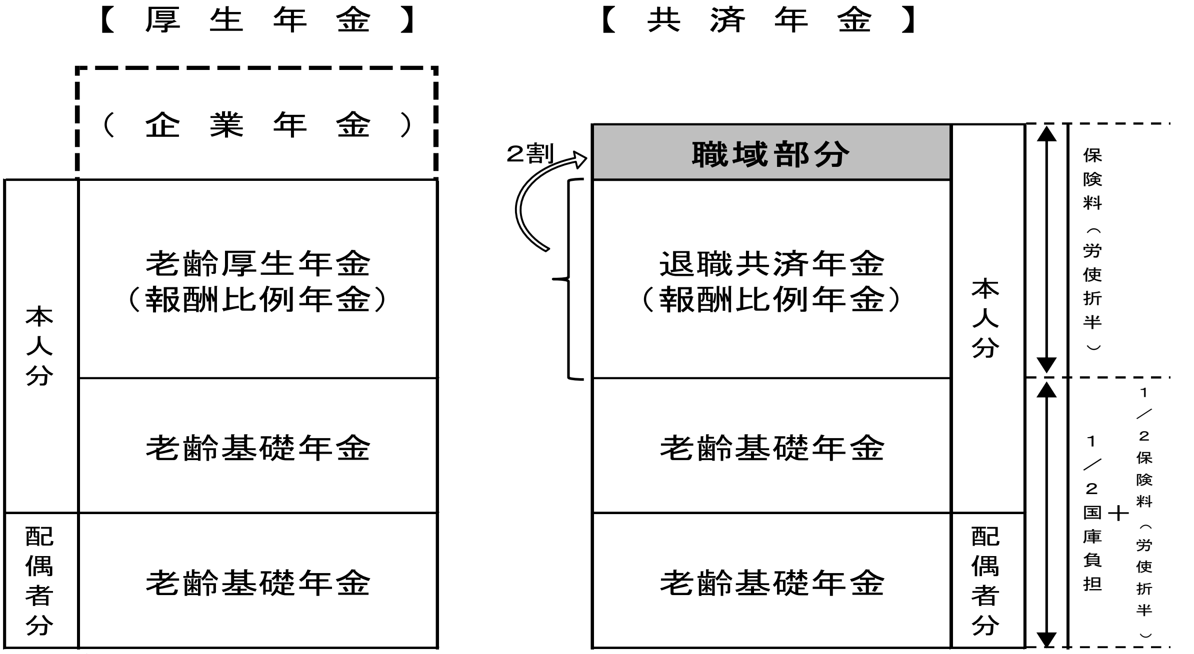

※　現在の給付設計では，１階（老齢基礎年金）・２階（報酬比例年金）部分については厚生年金も共済年金も同じであり，同じ報酬で同じ加入期間であれば，厚生年金でも共済年金でも１・２階部分については，同じ年金額となる。

※　公的年金としての３階部分（職域部分）の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度が創設される。また，施行日において受給権を有しない共済年金加入者がそれまで保険料を払い込んだ職域部分の取扱いについても，別に法律で定められる。

3　厚生年金と共済年金の制度的な差異については，基本的に厚生年金に揃えて解消する。

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし（私学共済除く）
②未支給年金の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹 （注：今年３月に提出した年金改正法案（年金機能強化法案）で、甥姪など３親等内の親族にも拡大）	○遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母）、又は遺族がないときは相続人
③老齢給付の在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合 ・65歳までは（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ・65歳以降は（賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ○老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合年金の支給停止なし。	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。３階部分は支給停止。 ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式 ○退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合（賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
④障害給付の支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が３分の２以上必要（保険料納付要件あり）。	○保険料納付要件なし。
⑤遺族年金の転給	○先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない。（例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。）	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される。（例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。）
（経過的措置）		
⑥女子の支給開始年齢	○60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、男子の５年遅れのスケジュール。（昭和21年４月２日以降生まれ～）	○60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男子と同じスケジュール。（昭和16年４月２日以降生まれ～）

※　厚生年金と共済年金とでは，遺族年金の転給制度（表⑤）など制度間の差異があるが，①～⑤の差異については厚生年金に揃える（⑥の厚生年金の女子の支給開始年齢が５年遅れである点については経過的措置として存続する。）など，基本的に厚生年金に揃えることにより差異を解消する。

4　共済年金の１・２階部分の保険料を引き上げ，厚生年金の保険料率（上限１８．３％）に統一する。

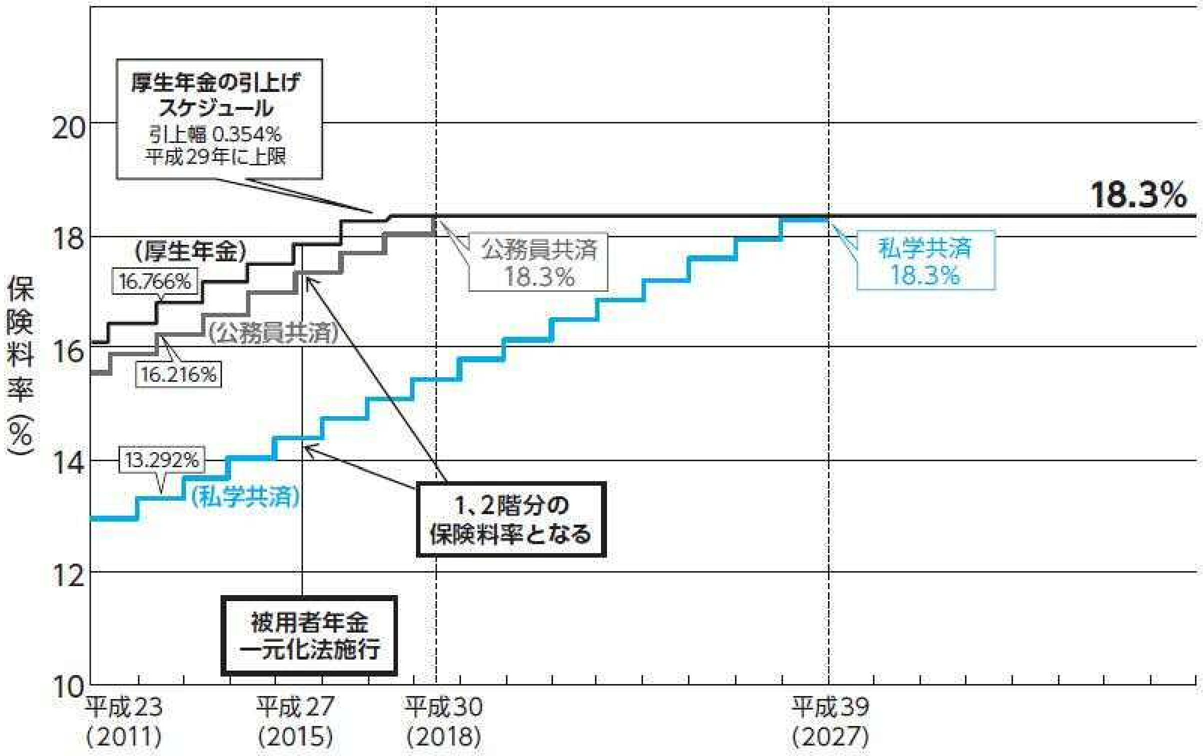

※　厚生年金及び共済年金の保険料は，毎年０．３５４％ずつ引き上げている。
　この引上げスケジュールを法律に位置づけ，公務員は平成３０年，私学教職員は平成３９年に１８．３％で統一する（厚生年金は平成２９年に１８．３％になる。）。